

国内航空

第二種貨物利用運送事業の事業計画等の変更について

航空貨物運送（国内航空）に係る第二種貨物利用運送事業許可の事業計画・集配事業計画を変更する場合には、以下の手続きが必要となります（法25条）。申請にあたっては、下記の規定をご参照の上、書類等を作成又は添付し、国土交通大臣又は所管の地方運輸局長等あてに申請して下さい。

（1）第二種貨物利用運送事業事業計画等変更認可申請

貨物利用運送事業法

第25条第1項 第二種貨物利用運送事業者は、事業計画及び集配事業計画の変更（第3項に規定するものを除く。）をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

貨物利用運送事業法施行規則

（事業計画及び集配事業計画の変更の認可の申請）

第20条第1項 法第25条第1項の規定により事業計画又は集配事業計画の変更の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業計画変更認可申請書又は集配事業計画変更認可申請書を提出しなければならない。

- 第1号 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 第2号 変更しようとする事項（当該事項に係る利用運送機関の種類及び新旧の対照を明示すること。）
- 第3号 変更を必要とする理由

（2）第二種貨物利用運送事業事業計画等変更届出

貨物利用運送事業法

第25条第3項 第二種貨物利用運送事業者は、国土交通省令で定める集配事業計画の変更をするときは、あらかじめその旨を、国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画及び集配事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。

貨物利用運送事業法施行規則

（集配事業計画の変更の届出）

第21条第1項 法第25条第3項の国土交通省令で定める集配事業計画の変更は、第18条第2項第4号イに掲げる事項に係る変更であって、利用運送機関の種類の変更に伴うもの以外のものとする。

第21条第2項 前項の集配事業計画の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した集配事業計画変更事前届出書を提出しなければならない。

- 第1号 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 第2号 変更しようとする事項（当該事項に係る利用運送機関の種類及び新旧の対照を明示すること。）
- 第3号 変更を必要とする理由

第21条第3項 前項の届出書には、第19条第1項に掲げる書類のうち集配事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

（事業計画及び集配事業計画の軽微な変更の届出）

第22条第1項 法第25条第3項の国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画及び集配事業計画の変更は、次に掲げる事項に係る変更であって、利用

運送機関の種類の変更に伴うもの以外のものとする。

第1号 事業計画の変更の場合にあっては、第18条第1項第3号、第4号及び第6号から第8号までに掲げる事項

第2号 集配事業計画の変更の場合にあっては、第18条第2項第2号、第3号及び第5号に掲げる事項（同項第3号に掲げる事項にあっては、貨物の集配を自動車を使用して行う営業所の位置を除く。）

第22条第2項 前項の事業計画又は集配事業計画の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業計画変更事後届出書又は集配事業計画変更事後届出書を提出しなければならない。

第1号 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

第2号 変更した事項（当該事項に係る利用運送機関の種類及び新旧の対照を明示すること。）

第3号 変更を必要とした理由

第22条第3項 前項の届出書には、第19条第1項に掲げる書類のうち事業計画又は集配事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

（事業計画関係）

第18条第1項 法第21条第1項第2号の事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 第1号 利用運送機関の種類
- 第2号 利用運送の区域又は区間
- 第3号 主たる事務所の名称及び位置
- 第4号 営業所の名称及び位置
- 第5号 業務の範囲
- 第6号 貨物の保管体制を必要とする場合にあっては保管施設の概要
- 第7号 利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者の概要
- 第8号 実運送事業者又は貨物利用運送事業者からの貨物の受取を他の者に委託して行う場合にあっては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに営業所の名称及び位置

（集配事業計画関係）

第18条第2項 法第21条第1項第3号の集配事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 第1号 貨物の集配の拠点
- 第2号 貨物の集配を行う地域
- 第3号 貨物の集配に係る営業所の名称及び位置
- 第4号 貨物の集配を自動車を使用して行う場合にあっては、次に掲げる事項（当該貨物の集配について貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条又は第35条第1項の許可を受けている者にあっては、ハに掲げる事項を除く。）
 - イ 各営業所に配置する事業用自動車（貨物の集配の用に供する自動車をいう。以下同じ。）の数
 - ロ 自動車庫の位置及び収容能力
 - ハ 事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員（以下「乗務員」という。）の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力
- 第5号 貨物の集配を他の者に委託して行う場合にあっては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに営業所の名称及び位置並びに受託者が当該貨物の集配の用に供する事業用自動車の数

【変更認可】

変更する項目		申請・届出先（あて名）
事業計画	①利用運送の区域又は区間（※）	国土交通大臣
	②業務の範囲（※）	
集配事業計画	①貨物の集配の拠点	地方運輸局長等
	②貨物の集配に係る営業所の名称及び位置（事業用自動車を使用する場合であって、営業所の位置を変更する場合）	
	③自動車車庫の位置及び収容能力	
	④事業用自動車の運転者等の休憩・睡眠のための施設の位置及び収容能力	

※「利用運送の区域又は区間」「業務の範囲」の変更に伴い、集配事業計画の変更も必要な場合は、「事業計画及び集配事業計画変更認可申請」が必要となります。

【事前届出】

変更する項目		申請・届出先（あて名）
集配事業計画	各営業所に配置する事業用自動車の数	地方運輸局長等

【事後届出】

変更する項目		申請・届出先（あて名）
事業計画	①主たる事務所の名称及び位置	国土交通大臣
	②営業所の名称及び位置	
	③保管施設の概要	
	④利用する運送を行う実運送事業者又は利用運送事業者の概要	
	⑤受取事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者の氏名、営業所の名称及び位置	
集配事業計画	①貨物の集配を行う地域	地方運輸局長等
	②貨物の集配に係る営業所の名称及び位置（事業用自動車を使用する場合であって、営業所の位置の変更を除く）	
	④貨物の集配を他の者に委託する場合の受託事業者	

(3) 添付書類

貨物利用運送事業法施行規則

（事業計画及び集配事業計画の変更の認可の申請）

第20条第2項 前項の申請書には、前条第1項に掲げる書類のうち事業計画又は集配事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

（添付書類）

第19条第1項 法第21条第2項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

- 第1号 利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関する契約書の写し
- 第2号 貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類（貨物の保管体制を必要とする場合にあつては、保管施設の面積、構造及び附属設備を記載した書類を含む。）
- 第3号 自動車を使用して貨物の集配を行おうとする者（当該貨物の集配について貨物自動車運送事業法第3条又は第35条第1項の許可を受けている者を除く。）にあつては、事業用自動車の運行管理の体制を記載した書類
- 第4号 既存の法人にあつては、次に掲げる書類
 - イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - ロ 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書
 - ハ 役員又は社員の名簿及び履歴書
- 第5号 法人を設立しようとするものにあつては、次に掲げる書類
 - イ 定款（商法（明治32年法律第48号）第167条及びその準用規定により認証を必要とする場合にあつては、認証のある定款）又は寄附行為の謄本
 - ロ 発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書
 - ハ 設立しようとする法人が株式会社又は有限会社である場合にあつては、株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類
- 第6号 個人にあつては、次に掲げる書類
 - イ 財産に関する調書
 - ロ 戸籍抄本
 - ハ 履歴書
- 第7号 法第22条各号のいずれにも該当しない旨を証する書類

その他必要な添付書類

集配を他の者に委託する場合にあつては、受託者との業務委託契約書の写し

注：変更認可申請時の補足

「利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関する契約書の写し」及び「集配を他の者に委託する場合の受託者との業務委託契約書の写し」について、申請時において契約が締結されていない場合には、契約書（案）に代えることができます。この場合、認可の日までに（新設法人の場合は会社設立後速やかに）契約書の写しを提出してください。

(4) その他

- 国内航空に係る第二種貨物利用運送事業には、その業務の範囲として「一般混載事業（宅配便事業以外）」と「宅配便事業」とに別れています。当該利用運送事業の認可を受ける場合、原則として「国内航空貨物代理店」である必要があります。ただし、「宅配便事業」に限定して事業を行う場合であって、国内利用航空運送事業者（国内航空に係る第二種貨物利用運送事業者）の集荷代理店となっていればこの限りではありません。この場合、添付書類のうち「国内航空貨物代理店契約書（写）」に代わり「航空貨物の取扱に関する契約書（写）」を添付してください。
- 事業計画及び集配事業計画について、他の利用運送機関の種類に係る第二種貨物利用運送事業等も併せて申請する場合は、利用運送機関の種類毎に別業にして申請してください。
- 貨物利用運送事業については国土交通省ホームページでもご覧いただけます。
<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/butsuryu05400.html>
- 詳細につきましては、国土交通省政策統括官付参事官（複合物流）室又は所管の地方運輸局等へご相談ください。

【記載例】（国内航空：変更認可申請）

年 月 日

国土交通大臣（又は〇〇運輸局長）
〇〇 〇〇 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

第二種貨物利用運送事業の事業計画（集配事業計画）変更認可申請書

今般、第二種貨物利用運送事業に係る事業計画（集配事業計画）の変更認可を受けたいので、貨物利用運送事業法第25条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり申請いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
名 称
住 所
代表者氏名

2. 変更しようとする事項
(1) 利用運送機関の種類
航空貨物運送
(2) 新旧の対照
別紙のとおり

3. 変更を必要とする理由

【添付書類】

○変更、追加した事項に係る契約書、使用権限、所有、賃貸証明するための書類を添付する。

- (1) 利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関する契約書の写し
・国内航空貨物代理店契約書（写）等
・集配を他の者に委託する場合にあっては、受託者との集配業務委託契約書（写）等
- (2) 貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類
・営業所、集配営業所、車庫、休憩・睡眠施設の施設の見取図、平面図（※）
・営業所、集配営業所、車庫、休憩・睡眠施設の施設について都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類（様式2）
・営業所、集配営業所、車庫、休憩・睡眠施設の使用権限を証する書面（※）
a. 所有の場合：土地建物の登記簿謄本
b. 賃貸の場合：賃貸借契約書（写）
- 貨物の集配を自らの自動車を使用して行う場合
・計画する事業用自動車の使用権限を証する書類（※）
a. 購入する場合：売買契約書又は売渡承諾書（写）
b. リースの場合：自動車リース契約書、自動車検査証（写）
c. 既に所有している車両を使用する場合：自動車検査証（写）
・車庫前面道路の道路幅員証明書（一般貨物運送事業の許可を得ている場合は不要）
・事業用自動車の運行管理の体制を記載した書類（一般貨物運送事業の許可を得ている場合は不要）
運行管理者資格者証（写）
運行管理者、整備管理者、運転者の就任承諾書等又は同意書
勤務割、乗務割
乗務員名簿
運転免許証
- 貨物の保管体制を必要とする場合
・保管施設の面積、構造及び附属設備を記載した書類（様式1）
・見取図、平面図（※）
・使用権限を証する書類（※）
a. 所有の場合：土地建物の登記簿謄本
b. 賃貸の場合：賃貸借契約書（写）

注：当該集配業務について集配を他の者に委託する場合又は一般貨物自動車運送事業の許可を得ている場合は、使用権限を有することを証する書類（様式3）を提出することにより（※）の書類について省略することができる。

【記載例】（国内航空：事前届出）

年 月 日

〇〇運輸局長
〇〇 〇〇 殿

住 所 _____
氏名又は名称 _____
代表者氏名 _____

第二種貨物利用運送事業の集配事業計画変更事前届出書

今般、第二種貨物利用運送事業に係る集配事業計画を変更したいので、
貨物利用運送事業法第25条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて、
下記のとおり届出いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
名 称 _____
住 所 _____
代表者氏名 _____
2. 変更しようとする事項
(1) 利用運送機関の種類
航空貨物運送
(2) 新旧の対照
別紙のとおり
3. 変更を必要とする理由

【添付書類】

- ・計画する事業用自動車の使用権限を証する書類(※)
 - a. 購入する場合:売買契約書又は売渡承諾書(写)
 - b. リースの場合:自動車リース契約書、自動車検査証(写)
 - c. 既に所有している車両を使用する場合:自動車検査証(写)

注:当該集配業務について一般貨物自動車運送事業の許可を得ている場合は、使用権限を有することを証する書類(様式3)を提出することにより(※)の書類について省略することができる。

【記載例】（国内航空：事後届出）

年 月 日

国土交通大臣（又は〇〇運輸局長）
〇〇 〇〇 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

第二種貨物利用運送事業の事業計画（集配事業計画）変更事後届出書

今般、第二種貨物利用運送事業に係る事業計画（集配事業計画）を変更いたしましたので、貨物利用運送事業法第25条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり届出いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
名 称
住 所
代表者氏名

2. 変更した事項

- (1) 利用運送機関の種類
航空貨物運送
(2) 新旧の対照
別紙のとおり

3. 変更を必要とする理由

【添付書類】

○変更、追加した事項に係る契約書、使用権限、所有、賃貸証明するための書類を添付する。

- (1) 利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関する契約書の写し
・国内航空貨物代理店契約書（写）等
・集配を他の者に委託する場合には、受託者との集配業務委託契約書（写）等
- (2) 貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類
・営業所、集配営業所、車庫、休憩・睡眠施設の施設の見取図、平面図（※）
・営業所、集配営業所、車庫、休憩・睡眠施設の施設について都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類（様式2）
・営業所、集配営業所、車庫、休憩・睡眠施設の使用権限を証する書面（※）
a. 所有の場合：土地建物の登記簿謄本
b. 賃貸の場合：賃貸借契約書（写）
- 貨物の集配を自らの自動車を使用して行う場合
・計画する事業用自動車の使用権限を証する書類（※）
a. 購入する場合：売買契約書又は売渡承諾書（写）
b. リースの場合：自動車リース契約書、自動車検査証（写）
c. 既に所有している車両を使用する場合：自動車検査証（写）
・車庫前面道路の道路幅員証明書（一般貨物運送事業の許可を得ている場合は不要）
・事業用自動車の運行管理の体制を記載した書類（一般貨物運送事業の許可を得ている場合は不要）
運行管理者資格者証（写）
運行管理者、整備管理者、運転者の就任承諾書等又は同意書
勤務割、乗務割
乗務員名簿
運転免許証
- 貨物の保管体制を必要とする場合
・保管施設の面積、構造及び附属設備を記載した書類（様式1）
・見取図、平面図（※）
・使用権限を証する書類（※）
a. 所有の場合：土地建物の登記簿謄本
b. 賃貸の場合：賃貸借契約書（写）

注：当該集配業務について集配を他の者に委託する場合又は一般貨物自動車運送事業の許可を得ている場合は、使用権限を有することを証する書類（様式3）を提出することにより（※）の書類について省略することができる。

事業計画

1. 利用運送に係る運送機関の種類

新		旧	
航空貨物運送	〇〇貨物運送	航空貨物運送	〇〇貨物運送

2. 利用運送の区域または区間

新		旧	
仕立地	仕向地	仕立地	仕向地
東京	福岡(*)	東京	福岡(*)
	鹿児島(*)	大阪	沖縄(*)
	沖縄(*)		
大阪	沖縄(*)		

(*) 包括記載も可能(例)：全国の各空港

3. 主たる事務所の名称及び位置

新		旧	
名称	〇〇〇〇株式会社	名称	新に同じ
住所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3	住所	新に同じ

4. 営業所の名称及び位置

新			旧		
営業所名	住所	備考	営業所名	住所	備考
〇〇営業所	〇〇県〇〇市〇〇1-1-1	併用	〇〇営業所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3	併用
△△営業所	△△県△△市△△4-5-6		新に同じ		
□□営業所	□□県□□市□□1-2-3				

5. 業務の範囲

新		旧	
国内運送に係る一般混載事業	国内運送に係る一般混載事業	国内運送に係る一般混載事業	国内運送に係る一般混載事業
国内運送に係る宅配便事業			

6. 保管施設の概要

新					旧				
保管施設名	住所	面積㎡	構造	附属設備	保管施設名	住所	面積㎡	構造	附属設備
〇〇営業所内	〇〇県〇〇市〇〇1-1-1	00.00㎡	鉄骨		〇〇営業所内	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3	00.00㎡	鉄骨	
△△営業所内	△△県△△市△△4-5-6	00.00㎡	鉄骨		新に同じ				
□□営業所内	□□県□□市□□1-2-3	00.00㎡	鉄骨						

1. 新旧欄ともに「航空貨物運送」と記載。

○他の運送機関に係る第二種貨物利用運送事業も行っている場合は、全て併記。
他の運送機関の利用運送も同時に申請する場合は、別業の事業計画、集配事業計画として作成。

2. 路線を変更の場合は仕立地及び仕向地（空港名又は都市名）の新旧対照表を記載する。

○一般混載事業と宅配便事業とで利用運送の区域または区間が異なる場合は、それぞれ記載。
○仕向地については、記載例にあるように包括記載も可能です。

3. 本社（航空貨物利用運送業務を統括する事務所が別にある場合は、その統括する事務所）の名称及び所在地を記載。変更のある場合は、新旧対象表を記載する。変更のない場合は旧欄に「新に同じ」と記載する。

4. 航空貨物利用運送事業に係る営業所に変更のある場合は、新旧対象表を記載する。変更のない場合は旧欄に「新に同じ」と記載する。

○記載する営業所は、航空貨物運送に係る第二種貨物利用運送を行う支店、営業所に限る。

○備考欄は一般貨物自動車運送事業と併用の場合、「併用」と記載。

※添付書類：所有、賃借の裏付け書類（土地建物の登記簿謄本・賃貸借契約書（写）・見取図、平面図（使用権限を有することを証する書類（様式3）をもって省略可）、都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類（様式2））

5. 新旧欄ともに「国内運送に係る一般混載事業」又は「国内運送に係る宅配便事業」の別を記載。変更のない場合は旧欄に「新に同じ」と記載する。

6. 保管施設の概要に変更のある場合は、新旧対照表を記載する。変更のない場合は旧欄に「新に同じ」と記載する。

○自社で所有または賃借している保管施設（倉庫、上屋等）を記載。
なお、附属設備については、盗難防止装置、火災防止装置等を記載

(例) 施錠、火災報知器

※添付書類：保管施設の概要（様式1）

所有、賃借の裏付け書類（土地建物の登記簿謄本・賃貸借契約書（写）・見取図、平面図（使用権限を有することを証する書類（様式3）をもって省略可）、都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類（様式2））

○自社において保管施設がない場合は、保管施設を有しない理由を記載。

(例) 保管業務を他社に委託しているため、自社の保管施設を有しない。

東京 〇〇〇株式会社

大阪 △△△株式会社

※添付書類：保管業務の業務委託契約書（写）

7. 利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者の概要

新			旧		
運送事業者名	住 所		運送事業者名	住 所	備 考
○○航空㈱	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3	航空運送事業者	新に同じ		
△△航空㈱	△△県△△市△△4-5-6	航空運送事業者			

8. 仕向地における受取事業者の名称、住所等

新			旧		
仕向地	受取事業者名		仕向地	受取事業者名	
	代 表 者 名 住 所	営 業 所 名 住 所		代 表 者 名 住 所	営 業 所 名 住 所
	○○運輸㈱	〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇1-1-1		〇〇運輸㈱	〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3
	△△運輸㈱	△△△△ △△県△△市△△4-5-6		新に同じ	
	◎◎運輸㈱	◎◎◎◎ ◎◎県◎◎市◎◎1-2-3			

7. 利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者に変更のある場合は、新旧対象表を記載する。変更のない場合は旧欄に「新に同じ」と記載する。
 ○備考欄は航空運送事業者、航空貨物利用運送事業者の別を記載する。
 ※添付書類：国内航空貨物代理店契約書（写）等

8. 仕向地における受取事業者に変更のある場合は、新旧対象表を記載する。変更のない場合は旧欄に「新に同じ」と記載する。
 （集配を他の者に委託する場合は仕向地毎の受取事業者を記載。自社で行う場合は不要）
 ○仕向地は、着空港を記載。
 ※添付書類：受取業務の業務委託契約書（写）

集配事業計画

1. 貨物の集配の拠点

新		旧	
仕立地	仕向地	仕立地	仕向地
東京	福岡(*)	東京	福岡(*)
	鹿児島(*)	大阪	沖縄(*)
	沖縄(*)		
大阪	沖縄(*)		

(*) 包括記載も可能(例)：全国の各空港

2. 貨物の集配を行う地域

(一般混載事業)

新	旧
仕立地及び仕向地周辺	新に同じ

(宅配便事業)

新			旧	
仕立地帯	仕向地帯		仕立地帯	仕向地帯
関東	九州	沖縄	関東	北九州
近畿	沖縄		近畿	沖縄

地帯区分	地帯の範囲(都道府県名)	地帯区分	地帯の範囲(都道府県名)
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨	関東	新に同じ
近畿	大阪、京都、奈良、滋賀、和歌山	近畿	新に同じ
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	北九州	福岡、佐賀、長崎、大分
沖縄	沖縄	沖縄	新に同じ

3. 貨物の集配に係る営業所の名称及び位置

新				旧			
仕立地	営業所名	住所	備考	仕立地	営業所名	住所	備考
	〇〇営業所	〇〇県〇〇市〇〇1-1	併用		〇〇営業所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3	併用
	△△営業所	△△県△△市△△4-5-6	併用		新に同じ		
	□□営業所	□□県□□市□□1-2-3	併用				

1. 路線を変更する場合は仕立地及び仕向地(空港名又は都市名)の新旧対照表を記載する。

○事業計画の「2. 利用運送区域または区間」に同じ。

2. 貨物の集配を行う地域に変更のある場合は、新旧対照表を記載する。変更のない場合は旧欄に「新に同じ」と記載する。

○一般混載事業については「仕立地及び仕向地周辺」と記載。

○宅配便事業の場合は以下のとおり記載。

地帯の範囲は、都道府県単位等により明記。

仕立地帯	仕向地帯		
北海道	東北	関東	…
東北	北海道	東北	…
関東	北海道	東北	…
：	：	：	

地帯区分	地帯の範囲(都道府県名)
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
：	：

3. 航空貨物利用運送事業に係る集配営業所に変更のある場合は、新旧対照表を記載する。変更のない場合は旧欄に「新に同じ」と記載する。

○記載する貨物の集配に係る営業所は、航空貨物運送に係る第二種貨物利用運送に係る貨物の集配に係る支店、営業所に限る。

○備考欄には一般貨物自動車運送事業と併用の場合はその旨を記載。

※添付書類：所有、賃借の裏付け書類(土地建物の登記簿謄本・賃貸借契約書(写)・見取図、平面図(使用権限を有することを証する書類(様式3)をもって省略可)、都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類(様式2))

4. 貨物の集配体制
(自己の集配体制で実施する場合)

【仕立地（発空港）】

イ) 営業所に配置する事業用自動車の数

営業所名	事業用自動車の種類				備考	営業所名	事業用自動車の種類				備考
	小型	普通	その他	計			小型	普通	その他	計	
〇〇営業所	2	4		6	併用	〇〇営業所	1	3		4	併用
△△営業所		3		3	併用	△△営業所		3		3	併用
□□営業所	3			3	併用						
計	5	7		12		計	1	6		7	

ロ) 営業所と車庫との距離並びに車庫の位置及び収容能力

【新】

営業所名	車庫との距離	車庫所在地	車庫収容能力	備考
〇〇営業所	〇〇km	〇〇県〇〇市〇〇1-1-1	〇〇. 〇m ²	
△△営業所	〇〇km	△△県△△市△△4-5-6	〇〇. 〇m ²	
□□営業所	〇〇km	□□県□□市□□1-2-3	〇〇. 〇m ²	

【旧】

営業所名	車庫との距離	車庫所在地	車庫収容能力	備考
〇〇営業所	〇〇km	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3	〇〇. 〇m ²	
△△営業所	新に同じ			

ハ) 集配業務に従事する従業員の休憩・睡眠のための施設の位置及び収容能力

【新】

営業所名	所在地	収容能力		備考
		休憩	睡眠	
〇〇営業所	〇〇県〇〇市〇〇1-1-1	〇〇. 〇m ²	〇〇. 〇m ²	
△△営業所	△△県△△市△△4-5-6	〇〇. 〇m ²	〇〇. 〇m ²	
□□営業所	□□県□□市□□1-2-3	〇〇. 〇m ²	〇〇. 〇m ²	

【旧】

営業所名	所在地	収容能力		備考
		休憩	睡眠	
〇〇営業所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3	〇〇. 〇m ²	〇〇. 〇m ²	
△△営業所	新に同じ			

4. 貨物の集配体制
(自己の集配体制で実施する場合)

○仕立地及び仕向地の集配体制に変更のある場合は、新旧対象表を記載する。変更のない場合は旧欄に「新に同じ」と記載する。

【仕立地（発空港）】

イ) 営業所に配置する事業用自動車の数

○常時使用する貨物自動車の配置車両数を記載。
○「その他」の欄には、冷蔵車等の特殊車両数を記載。
○備考欄には貨物自動車運送事業と併用する車両がある場合は「併用」と記載。
※添付書類：車検証の写し（使用権限を有することを証する書類（様式3）をもって省略可）

ロ) 営業所と車庫との距離並びに車庫等の位置及び収容能力

○車庫収容能力については、面積を記載。
※添付書類：所有、賃借の裏付け書類（土地建物の登記簿謄本・賃貸借契約書（写）・見取図、平面図（使用権限を有することを証する書類（様式3）をもって省略可）、都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類（様式2））

ハ) 集配業務に従事する従業員の休憩又は仮眠施設の所在地

○収容能力は休憩・睡眠施設毎に記載。
※添付書類：所有、賃借の裏付け書類（土地建物の登記簿謄本・賃貸借契約書（写）・見取図、平面図（使用権限を有することを証する書類（様式3）をもって省略可）、都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類（様式2））

※当該集配業務について一般貨物自動車運送事業の許可を得ている場合は不要。

二) 運行管理者及び整備管理者の選任状況

【新】

営業所名	運行管理者	選任年月日	整備管理者	選任年月日	備考
〇〇営業所	××××	H20.7.31	××××	H20.7.31	
△△営業所	□□□□	H20.6.30	◇◇◇◇	H20.6.30	
□□営業所	◎◎◎◎	H20.7.31	▽▽▽▽	H20.7.31	

【旧】

営業所名	運行管理者	選任年月日	整備管理者	選任年月日	備考
〇〇営業所	〇〇〇〇	H20.6.30	△△△△	H20.6.30	
△△営業所	新に同じ		新に同じ		

【仕向地（着空港）】

- イ) 営業所に配置する事業用自動車の数
 - ロ) 営業所と車庫との距離並びに車庫の位置及び収容能力
 - ハ) 集配業務に従事する従業員の休憩・睡眠のための施設
- 二) 運行管理者及び整備管理者の選任状況

記載方法は、仕立地のイ～ニと同じ

(集配を他の者へ委託する場合)

【仕立地（発空港）】

受託者の氏名及び住所、法人の場合は、代表者の氏名、当該営業所の名称及び位置、当該集貨車両数

【新】

仕立地	受託事業者名 住所	代表者名	営業所名 住所	集配用 車両数	備考
	〇〇運輸(株) 〇〇県〇〇市〇〇1-1-1	〇〇〇〇	□□営業所 □□県□□市□□1-1-1	12	一般貨物自動車運送事業者
	△△運送(株) △△県△△市△△4-5-6	△△△△	◇◇営業所 ◇◇県◇◇市◇◇4-5-6	15	一般貨物自動車運送事業者
	◎◎運輸(株) ◎◎県◎◎市◎◎1-2-3	◎◎◎◎	▽▽営業所 ▽▽県▽▽市▽▽1-2-3	5	一般貨物自動車運送事業者

【旧】

仕立地	受託事業者名 住所	代表者名	営業所名 住所	集配用 車両数	備考
	〇〇運輸(株) 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3	〇〇〇〇	□□営業所 □□県□□市□□1-2-3	10	一般貨物自動車運送事業者
	△△運送(株) 新に同じ				

【仕向地（着空港）】(*)

受託者の氏名及び住所、法人の場合は、代表者の氏名、当該営業所の名称及び位置、当該集貨車両数

記載方法は、仕立地と同じ

(*) 包括記載も可能(例)：全国の各空港の受取事業者

二) 運行管理者及び整備管理者の選任状況

○集配事業計画に基づき、配置される集配車両数が5台以上の場合は貨物自動車運送事業輸送安全規則第34条及び第18条の規定に基づき運行管理者を選任。

※当該集配業務について一般貨物自動車運送事業の許可を得ている場合は不要。

【仕向地（着空港）】

記載事項、添付書類は、仕立地（発空港）と同じ。

(集配を他の者に委託する場合)

○仕立地及び仕向地の集配の受託者に変更のある場合は、新旧対象表を記載する。変更のない場合は旧欄に「新に同じ」と記載する。

【仕立地（発空港）】

仕立地（発空港）における受託者の氏名及び住所、法人の場合は、代表者の氏名、当該営業所の名称及び位置、当該集貨車両数を記載

○備考欄には「一般貨物自動車運送事業者」、「航空に係る第二種貨物利用運送事業者」の別を記載。

※添付書類：受託者との集配業務委託契約書(写)

【仕向地（着空港）】

記載事項、添付書類は、仕立地（発空港）と同じ。

○仕向地（着空港）における受託者が、事業計画の「8. 仕向地における受取事業者の名称、住所等」の受取事業者と同一の場合は、記載例にあるように包括記載も可能です。受取事業者以外の受託者は全て記載。

添付書類（様式1）

保管施設の概要（記載例）

保管施設名	延床面積	構造	附属設備
× × 営業所内	〇〇㎡	鉄骨	
〇 〇 営業所内	△△㎡	鉄骨	

- ①構造は、鉄骨、木造等の区分を記載すること。
- ②冷蔵倉庫等特殊な保安施設についてはその旨、注記すること。
- ③附属設備の欄には、盗難防止装置、火災防止装置等について記載すること。

添付書類（様式2）

都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類（記載例）

国土交通大臣（又は〇〇運輸局長）
〇〇 〇〇 殿

宣 誓 書

貨物利用運送事業法第21条第2項及び同法施行規則第19条第1項第2号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、営業所及び集配営業所^(注)について、都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを宣誓いたします。

平成 年 月 日

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名 印

（補足）

（注）上記「営業所及び集配営業所」について、保管施設を保有する場合は、「営業所、集配営業所及び保管施設」と記載すること。なお、特定第二種貨物利用運送事業（貨物の集配について、貨物自動車運送事業法の許可を受けることなく、貨物利用運送事業法の許可に基づき事業用自動車を保有する第二種貨物利用運送事業）の場合は、「営業所及び集配営業所」を「営業所、集配営業所、車庫及び休憩・睡眠施設」と記載するものとする。

添付書類（様式3）

使用権限を有することを証する書類（記載例）

国土交通大臣
〇〇 〇〇 殿

宣 誓 書

貨物利用運送事業法第21条第2項及び同法施行規則第19条第1項第2号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、営業所及び集配営業所^(注)について、使用権原を有することを宣誓いたします。

平成 年 月 日

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名 印

（補足）

（注）上記「営業所及び集配営業所」について、保管施設を保有する場合は、「営業所、集配営業所及び保管施設」と記載すること。なお、特定第二種貨物利用運送事業（貨物の集配について、貨物自動車運送事業法の許可を受けることなく、貨物利用運送事業法の許可に基づき事業用自動車を保有する第二種貨物利用運送事業）の場合は、「営業所及び集配営業所」を「営業所」と記載するものとする。